

姫路城ナイトイベント事業に係る企画、演出等業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務名

姫路城ナイトイベント事業に係る企画、演出等業務

2 契約期間

契約締結日から令和3年12月3日（金）まで

3 事業委託料

上限金額 16,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ただし、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に係る経費を含む。

4 目的

本業務は、姫路城の夜間公開（大天守等建造物内の公開を除く。）に合わせたイベントを企画、演出等を行うことにより、秋の行楽シーズンに夜間公開を定着させ、姫路城の魅力を発信するとともに滞在型観光の促進を図るものである。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防対策の面でも「新しい生活様式」を取り入れた運営を実施する。

5 事業の開催概要

- (1) 開催場所 姫路城有料区域内（別図のとおり）
- (2) 開催期間 令和3年10月27日（水）～同年11月7日（日）（12日間）
17:30～21:00（最終入城 20時30分）
※雨天決行
※令和3年10月25日（月）に関係者向け内覧会を実施する。（予定）
- (3) 観覧料 大人1,000円、小人（小学生以上高校生以下）300円
- (4) 来客想定人数 12,000人（一日当たり1,000人）
- (5) 実施内容
 - ① 大手門前、三の丸広場南側、入城口前
ナイトイベント開催を告知する看板（縦1,800mm×横1,800mm以上、日本語・英語の併記を必須とする。）を各場所に設置するとともに、夜間の視認性を確保する。
 - ② 三の丸広場西側園路
三の丸広場西側園路では、観覧者の安全確保や誘導のための照明として、通路沿いにLED行灯（姫路市所有）を設置すること。

③ 有料区域内

有料区域内の門や石垣などの建造物、空間を効果的に活用した演出と安全対策を施し、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、順路は一方通行となるよう設定すること。

なお、具体的内容等は、本業務の受託者（以下、「乙」という。）の提案によるものとし、姫路城管理事務所（以下「甲」という。）と協議の上決定する。

(6) 委託業務内容

- ① 本企画の具体内容立案、実施計画作成、実施運営、会場演出、演出作品等（以下「展示物」という。）の制作・設置・撤去等
- ② 会場計画・設営（導線設計、ライティング設備、音響設備、発電設備、会場サイン看板、告知看板、中止看板、避難誘導看板・機材等安全対策・動線安全対策に伴うものを含む。）及び撤去
- ③ 演出関係及び新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に係るスタッフを配置すること。
※開催期間中の警備員及び誘導員、改札スタッフについては、甲が別途手配（姫路城管理運営業務の受託者へ委託）を行うため、経費に含めないこと。
- ④ 広報（ポスター・チラシのデザイン・作成、案内看板、記録写真等）
- ⑤ 実施報告書作成
- ⑥ その他上記に付随する業務

(7) 必須事項

- ① イベントタイトル及びイベントテーマを提案すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、イベント会場においては観覧者及び関係者の3密対策として、アルコール手指消毒剤、運営スタッフ用のマスク等の備品について、必要十分量を乙の負担により準備し、対策を実施すること。
- ③ 動線上の石垣、門、樹木などをライトアップ等により視覚的効果を高めること。特に「いの門」、「将軍坂」、「備前丸東の石垣」を魅力的かつ効率的に演出し、その他の撮影スポットも複数箇所設けること。
- ④ 音響を活用した雰囲気づくりを行うこと。この場合において、音源の使用、イベント用音楽の作成及び生演奏に係る費用については、事業委託料に含むものとする。

(8) 運営に関すること

- ① 業務担当責任者、演出関係、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策等のためのスタッフを次に示す数以上に配置することとし、接客、技術的トラブル等に迅速かつ適切に対応すること。

ポジション数：ディレクター1、スタッフ5

なお、上記スタッフについては、事業内容を熟知したスタッフを配置すること。

- ② 演出上の照明とは別に、来城者の安全確保のための照明として、バルーンライト、足元灯、

通路沿いにLED行灯（姫路市所有）等を設置すること。設置場所、設置数、設置間隔、配線経路、城内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等の保護方法、観覧者の安全対策等を事業の実施計画に具体的に記載すること。

なお、甲が確認し、観覧者の安全の観点から追加で照明機器が必要と判断した場合は、必要な照明機器を乙が用意し、甲の指示に基づき設置すること。

- ③ 想定入城者数は、1日当たり1,000人とする。
- ④ 観覧者が身体に損害を受けた場合に補償する保険に加入すること。
(死亡事故1,000万円、後遺障害40万円から1,000万円、入院1日3千円、通院1日2千円以上、手術給付金1名当たり3万円以上)
- ⑤ イベント開催の2日前に、試験点灯を含めた内覧会を実施すること。
- ⑥ 感染拡大の予防対策の面でも「新しい生活様式」を取り入れた運営を実施すること。
- ⑦ 開催期間中は、警備員、誘導員、改札スタッフ、その他おもてなしのボランティア団体等と連携・協力すること。

(9) 広報に関すること

① 広告デザイン・版下制作

ポスター、チラシ、新聞、広報誌、看板等の広告物のデザイン・版下を制作すること。
広告物のデザインに関し、次の点に留意すること。

ア イベントの概要はもちろん、姫路城の歴史的、文化的価値及び夜間開城をテーマとしたイベントであることが、誰もが一目で分かる形で表現したデザインであること。

イ 主に市外からの観光客がさらに姫路に興味を持つようなデザインであること。

ウ 人目を引くことはもちろん、ロコミに繋がるオリジナリティあふれるデザインであること。

エ 特に、告知看板、ポスター・チラシは日本語・英語の併記したデザインとし、インバウンド対策を行うこと。

② 広告デザイン・版下の納品

納品日は甲と協議の上決定し、完成後、速やかに広告物及び作成したデータをCD-ROM又はDVD-ROMにて納品する。(印刷は必要としない。)

③ その他

ア アンケート等により見学者の反応を踏まえた事業効果を調査し、検証結果を報告すること。なお、アンケート内容は縦覧料に係る項目を含めること。

イ 企画内容は、姫路城の品格を損なわない、景観に配慮したものとする。

6 提案（企画提案書記載）事項

- (1) 事業コンセプト、イベントタイトル案
- (2) 事業の実施企画
- (3) 会場構成、レイアウト図／イメージ
- (4) 業務の実施体制

- (5) 運営計画、警備計画
- (6) 制作・実施スケジュール
- (7) 事業効果の検証調査実施企画
- (8) 事業経費
- (9) 過去の業務実績

7 電源等に関すること

(1) 電源の確保について

姫路城管理事務所南側の西受電室から、関西電力に届出の上、使用することができる。
電源容量を確認し、不足分は仮設発電機を設置し、必要箇所へ供給すること。

なお、仮設発電機の設置場所については、甲の指示に従うこと。

(2) 配線工事、分電盤の設置について

甲の指示する区域に仮設発電機を設置する場合は、発電機から各所へ配線工事、分電盤の設置を行う。

(3) その他

- ① 設備の設置に当たり、養生とウエートによる転倒防止策を施すこと。
- ② 設備の設置費用及び電気料金については、乙の負担とする。

8 実施に当たっての留意事項

(1) 業務全般に関わること

- ① 会場演出に当たっては、関連法規の遵守及び姫路城の景観・美観を尊重した企画・演出とする。
- ② 準備などで、三の丸広場及び有料区域内への車両進入退出口は原則、喜斎門側からとし、4 tまでの車両とする。ただし、4 tを超えて10 tまでの車両を使用する必要がある場合は、甲が指示する箇所に養生を行った上で、大手門から進入退出することができる。
なお、進入退出時間については、甲と調整すること。
- ③ 会場となる姫路城有料区域内への資機材の搬出入には、車両を使用することができる。
ただし、使用する車両については、甲の指示に従うこと。
- ④ 観覧者の安全対策を重視するため、業務担当責任者を置き、観覧者の安全確保に努めること。
- ⑤ 開催場所での風対策（展示物、資材等）を施すこと。
また、悪天候等による開催中止の決定は、甲の指示に従うこと。
- ⑥ 姫路城内は基礎工事、くい打ち等を要するもの及び火気の使用は禁止する。
また、城内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等を毀損し、又は汚損してはならない。
- ⑦ その他の禁止事項については、姫路市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。
- ⑧ 制作過程期間を含む展示物周辺における警備及び安全対策を含むものとする。

- ⑨ 甲及び乙は、関連する全ての事項について、相互の役割分担を明確にし、十分に調整の上、事業を実施する。
- ⑩ 資材の搬出入方法、安全対策資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、甲と十分協議し、指示に従うものとする。
- ⑪ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る乙の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。
- また、甲は成果物が著作物に該当する、該当しないにかかわらず、当該成果物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。
- なお、成果物が著作物に該当する場合において、甲が当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、乙の承諾なく行えることとする。
- ⑫ 実施に当たり、警察と協議が必要となった場合は、甲と協力して対応に努めること。
- (2) 展示物制作・展示に関すること
- ① 展示物の制作にクレーン等の建設機械は、原則使用禁止とする。また、公開時間中は、資材の移動等に車両を使用することは禁止とする。資材の仮置場については、別途指示する。
- ② 展示物の解説等には、多言語表記によるキャプション等を設置するなどインバウンド対策を行い、夜間の視認性を確保すること。
- ③ 開催期間中は展示物の維持管理に努め、必要があればメンテナンスを実施すること。
- ④ 展示内容（ライトアップの場所・球数、展示数、音楽等の演出等）は提案とする。
- ⑤ 展示の演出の実施に必要な人員・機材を配置すること。
- ⑥ 樹木への装飾造営は、樹種、場所等により条件が異なるため、甲と協議すること。
- ⑦ 展示物の一部は、姫路城と関連性のある展示・演出とすること。
- ⑧ 使用する照明は、できるだけLED電球を使用し、省エネに配慮すること。
- (3) 損害のために生じた経費の負担
- ① 乙が業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。
- ② 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不相当であること等甲の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- ③ 前記①②の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲と乙は協力してその処理解決に当たるものとする。
- (4) イベントを中止とする場合の費用負担について
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難と甲が判断した場合、業務を縮小し、又は中止する場合がある。この場合において、展示物や仮設物の確保及び運搬等に要した費用負担は、甲と乙が協議して決定するものとする。

る。

第2章 一般事項

1 適用範囲

この仕様書は、姫路城ナイトイベント事業に係る企画及び演出等業務委託に適用する。

乙は、この仕様書に定めない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、甲へ提案し、甲と乙が協議の上、これを決定し、行うものとする。

2 業務項目

業務に係る項目はこの仕様書及び姫路市が定める契約約款によるものとする。

3 業務管理

- (1) 乙は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届を甲に提出するものとする。
- (2) (1) とともに、乙は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立てた工程を甲に提出し、甲の承諾を得るものとする。
- (3) 乙は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 乙は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、(3) の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により甲に通知するものとする。
- (5) 乙は、必要に応じ進捗状況を甲に適宜報告するとともに打合せを行うものとする。
- (6) 乙は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく甲に報告するものとする。

4 実施報告

乙は、本業務の着手及び完了に際し、この仕様書及び姫路市の契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、本市が指定するファイル形式で提出すること。）を甲に提出するものとする。

ただし、成果物の作成及び編集等は、あらかじめ甲と協議の上行うこと。

なお、提出先は、姫路市姫路城管理事務所（姫路市本町68番地）とする。

5 検査

乙は、業務完了後、姫路市の契約約款に定める手続を経て、甲の検査を受けるものとする。

本業務は、甲による検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果物の記載内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、乙は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

6 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として乙が行うこととするが、姫路市が現在所有しているものについては、甲から乙に貸与するものとする。

この場合において、乙は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、甲に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに姫路市へ返還するものとする。

7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、甲と乙が協議の上、別途実施するものとする。

8 その他

- (1) 乙は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、乙から成果物の納品及び委託業務完了届が提出され、甲による検査の合格後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、乙は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、乙が負担するものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則(昭和62年姫路市規則第29号)の規定を適用する。
- (5) 乙は、条例、規則等諸法令を遵守すること。